

知っていますか？ 高齢者福祉サービス

介護保険サービスとは別に、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立した生活を営めるよう、在宅生活を支援するためのサービスを提供します。

◆在宅福祉サービス 問長寿課(☎62-1063)

事業	内容	対象者
【新規】 難聴高齢者補聴器 購入費助成 ☎1020039	購入費の2分の1を助成します。 ※上限15,000円（市民税非課税世帯は上限30,000円）	次の全てを満たす65歳以上 ▶両耳の聴力レベルが各30デシベル以上で、耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器が必要とされた人 ▶聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象にならない人
在宅高齢者 見守り安心機器貸与 ☎1018513	緊急時にコールセンターに連絡できる携帯型機器（キッズフォン、はいかい症状がある場合は位置情報検索機能付）と屋内に設置する人感センサーを貸し出します。	次のいずれかに該当する人 ▶1人暮らしの65歳以上 ▶要支援・要介護認定を受けており、認知症の状態でははいかい症状がある人
福祉電話(声の訪問) ☎1018539	電話による定期的な安否確認を行います。 ※電話機がない場合は相談してください。	1人暮らしの65歳以上
救急医療情報キット ☎1003441	医療情報や緊急連絡先などの情報を保管するキットを配布します。	
終活情報キット ☎1018780	終活情報（葬儀・納骨、家財道具処分、エンディングノートの保管場所など）を記載する終活シートなどを配布します。	
火災警報器の給付 ☎1018516	火災警報器を給付します。	65歳以上の在宅で、寝たきり・認知症または市民税が非課税の1人暮らしの人
配食サービス (一般食) ☎1018577	定期的に自宅に食事を届け、安否確認を行います（月～金曜で週5回以内の夕食）。 ☎弁当代（市民税非課税世帯は弁当代から300円を引いた額）	(1)次の全てを満たす人 ①本人要件(いずれかに該当) ア 75歳以上 イ 65歳以上75歳未満で要支援・要介護認定を受けている ②同居人要件(いずれかに該当) ア 1人暮らし イ 全ての同居人が①に該当
配食サービス (調整食) ☎1018578	病気療養目的などで食事に配慮が必要な高齢者の自宅に、主治医などの指示による食事を届け、安否確認や定期的な栄養相談を行います（月～金曜で週5回以内の夕食）。 ☎弁当代から400円を引いた額 ※主治医などの指示書が必要	(2)(1)に該当しない65歳以上の高齢者のみの世帯で、アセスメントにより必要と認められる人
高齢者タクシー料金 助成利用券 ☎1018573	タクシー料金助成利用券を交付します（定額チケット月3枚）。	要支援2または要介護1以上で、市民税非課税世帯の65歳以上 ※福祉タクシー、介護タクシーの対象者は除く
介護タクシー料金 助成利用券 ☎1018574	車いす昇降機付車両や寝台付き車両を利用する場合のタクシー料金助成利用券を交付します（定額チケット月3枚）。	要介護1以上で、特殊車両が必要な65歳以上 ※福祉タクシー、高齢者タクシーの対象者は除く

事業	内容	対象者
家具転倒防止器具 取付 ☎1018520	家具転倒防止器具の取り付けを代行します。 取付代金は家具4点まで無料。 ※器具代金は1家具2,000円程度	65歳以上の高齢者のみの世帯 ※建物の構造によっては取り付けできない場合あり
在宅ねたきり・認知症 高齢者見舞金 ☎1018543	1カ月5,000円の見舞金を支給します。	寝たきりまたは認知症で在宅の65歳以上 ※有効な要支援・要介護認定の主治医意見書や医師が作成した診断書で状態を確認
在宅ねたきり・認知症 高齢者おむつ費用 助成利用券 ☎1018524	1カ月3,000円相当のおむつ費用助成利用券を交付します。 ※要介護4以上で市民税非課税世帯の場合は1カ月6,000円相当	在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者で、常時おむつを必要とする人
寝具フリーニング ☎1018525	掛・羽毛布団、敷布団、毛布をそれぞれ1枚まで、隔月でフリーニングします。	在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者
布団乾燥 ☎1018542	布団乾燥車が自宅へ出向き、布団や毛布（1回4枚まで）を隔月で乾燥消毒します（1回300円、家庭の電源を使用）。	65歳以上の高齢者のみの世帯で、布団の衛生管理が困難な人
行方不明高齢者等 SOSネットワーク ☎1014334	高齢者がはいかいにより行方不明になった場合に、家族などからの申請に応じ、その高齢者の情報を関係機関に提供し、早期発見を支援します。事前登録者は見守りシールが受け取れ、個人賠償責任保険に加入できます。	日常的にははいかいの恐れがある高齢者など ※名前や写真などの情報を市に事前登録可
住宅バリアフリー化 工事費補助 ☎1018517	自宅のバリアフリー化工事費の9割を補助します（上限9万円）。 ※介護保険の利用者負担割合と同様の基準で算定し、2割負担の人は費用の8割（上限8万円）、3割負担の人は7割（上限7万円）を補助します。 ※着工前に申請が必要	65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない住宅の改修が必要と認められる人 ※介護保険料を滞納している人、過去に住宅改修を行ったことがある人は除く
介護支援ベッド貸与 利用料補助 ☎1018530	寝返りや起き上がり機能のない介護支援ベッドを借りた費用の9割を補助します（上限月額2,970円）。 ※介護保険の利用者負担割合が2割の人は費用の8割（上限月額2,640円）、3割の人は7割（上限月額2,310円）を補助します。	要支援1・2または要介護1で、寝具からの立ち上がりが困難な人
ショートステイ ☎1018527	自宅での生活が困難になった高齢者が一時的に養護老人ホームを利用できます（1日1,810円、利用期間3カ月以内）。	市内に居住する65歳以上で、次の全てに該当する人 ▶食事、排せつ、入浴、その他の生活における日常生活が他者からの支援を受けることなく行うことができる人 ▶在宅での生活に不安があり、家族からの支援を受けることが困難な人
成年後見制度 利用支援 ☎1018576	成年後見制度の利用に必要な審判請求の費用や後見人などの報酬を助成します。	審判請求を行った人または後見人などの報酬を支払うにあたり、費用負担が困難な人
認知症家族支援 プログラム ☎1001136	認知症に対する知識を深め、交流会で仲間づくりをし、早期に認知症の人との安定した生活を営むための講座です（全6回）。	認知症初期から中期（未認定から要介護3まで）の人を介護している家族